

令和8年4月13日

保護者様

板橋区立志村第五中学校
校長 溝口千里

板橋区立志村第五中学校 部活動規約

1 部活動の意義

中学校の部活動は、技術や体力を身に付けることだけを目的とするだけではなく、生徒の心身の成長を支え、人格形成に寄与するものである。好きなスポーツや趣味を通して自分を磨き、仲間や先輩との交流から連帯意識を育て、目標に向かって努力することを学習する場である。以上の目的や意義に従い、部活動の規約を定める。

2 部活動規約

(1) 入部について

- ① 入部は希望制とし、原則として男女を問わない。(各部により条件あり)
- ② 入部希望者は、保護者の署名(同意)のもと所定の入部届を提出させる。
- ③ 在籍期間は1年間とし、同じ部活動を続ける場合でも年度ごとに入部届を提出させる。
- ④ 7年生は仮入部期間を設け、その後本入部とする。
- ⑤ 活動日及び時間が重複しておらず、各部顧問の同意のもと兼部も可とする。

(2) 転部及び退部について

- ① 1年間続けることが望ましいが、諸事情により部を続けることができなくなった場合は、転部前の顧問に相談のうえ、了承と保護者の同意のもと、転部届を提出させる。
- ② 転部決定後、新しい部に入部届を提出させる。
- ③ 退部の場合は、顧問に相談のうえ、了承と保護者の同意のもと、退部届を提出させる。
- ④ 学級担任に転部・退部の旨を報告させる。
※ 転部・退部については、担任にも報告し、相談すること。

(3) 活動日について

- ① 活動は、「板橋区立中学校部活動の在り方に関する方針」に準じ、少なくとも平日に1日、土・日に1日の休養日を設定し、活動日は週5日間以内を原則とする。
- ② 練習試合や公式戦の参加により土・日の両日も活動する場合は、その代替として平日に休養日进行ける。
- ③ 平日の活動日は、月・火・水・木・金とし、年度初めの顧問会議にて調整し決定する。
- ④ 定期考査1週間前は活動を行わない。ただし、公式戦等が考査後の週末にある場合は、顧問が校長の承認を得ることで、1時間程度の活動を認める。その際は顧問が参加承諾書を作成し、本人と保護者に確認を取る。
- ⑤ 定期考査前日と、定期考査期間中は部活動を行わない。
- ⑥ 長期休業中の活動については、上記の学期中の休養日の設定に準じた扱いとする。

(4) 活動時間について

- ① 放課後の時間を基本とし、学活・清掃終了後～最終下校時刻までとする。ただし、学校・学年行事、委員会活動、係活動が部活動より優先とする。
- ② 17時40分のチャイムで活動を終了し、片付けやミーティングを行う。18時のチャイムまでに全校生徒が校門を出ることとする。

(5) 更衣・服装について

- ① 更衣が必要な場合は更衣室を使用させる。(1階更衣室：主に校庭・中庭など屋外で活動する部の女子、2階更衣室：屋内で活動する部の女子、1階学習室：主に屋外で活動する部の男子、3階学習室：屋内で活動する部の男子)。
- ② 荷物は活動場所に持っていかせ、再び教室には戻させない。荷物は各部で決められた場所にまとめておき、整理整頓させる。
- ③ 服装は「志五中の生活のきまり」に従い、標準服や体育着及び各部で決められたものを着用する。
- ④ ラケットについては、教室内の保管箱に必ず入れ、部活動終了後に持ち帰らせる。

(6) 活動場所について

- ① 活動場所は、原則としてそれぞれの部で決められた場所を使用する。ただし、顧問が許可した場合は、指示に従い別の場所を使用することができる。
- ② 活動場所の施設や設備は大切に使い、破損した場合は直ちに報告する。活動場所の清掃・整理整頓は各部が責任をもって行う。

(7) 待機場所について

- ① 各部、各団体で決められた場所で静かに待つ。
- ② 待機中に部活動は一切行わない。
- ③ 上記のルールを守れないと判断された団体は、以降の待機は認めない。

(8) 違反行為について

- ① 登下校中の買い物、寄り道は認めない。(昼食購入のための寄り道も禁止する)その他は学校生活の決まりに準ずる。
- ② 違反者とその所属団体に対しては、顧問及び学年教員で協議し、生徒指導や保護者連絡等、適切に対応する。

(9) その他

- ① 職員の異動等により顧問不在が生じた場合、その部は休部又は廃部になることがある。
- ② 体育の授業を見学した場合や体調が悪く保健室で休養した場合は、部活動に参加させない。
- ③ 部活動に所属していない生徒は、活動場所や大会会場等で見学や応援に行くことはできない。
- ④ 職員の異動等により部を新設する場合は、校長の方針のもと顧問会議で協議し、決定する。